実施方針（案）に対する意見・質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	項目等	意見・質問内容	回答
1	5	2	3	(1)	エ		応募者の構成	構成企業体はSPCを設立と記載がありますが、複数事業者とのJV等での契約は可能でしょうか。また、SPCの設立が必須であれば、各種手続等に時間を要することが想定されますので、着手準備の期間を長く設定していただければ幸いです。	ご意見を踏まえ、応募者の構成については、SPCに限定せずJVによる参加を認めることとし、公募要件の見直しを行い実施方針に反映します。
2	5	2	3	1	エ			優先交渉権者となった場合の事業実施体制について、SPC（特別目的会社）の設立を必須（義務）とせず、共同企業体（JV）等による直接の事業実施も選択可能としていただけないでしょうか。SPCを設立・維持するためには、会社設立費用、毎期の会計監査費用、法人税の均等割、専任スタッフの人件費や事務所維持費など、事業の直接的な目的（管路の維持管理・更新）とは異なる間接コスト（SPC運営コスト）が大きく発生します。JV方式を許容していただくことでこれらの間接コストを削減でき、浮いた資金を管路更新や修繕の実業務、あるいは市の財政負担縮減に還元できるため、市と市民にとってVFMの向上が期待できます。他自治体の事例においても、民間事業者の柔軟な提案を引き出し、参画障壁を下げる目的から「SPC設立を必須とせず、JV方式（共同企業体）での事業実施を可とする」ケースが増加しております。貴市においても、より多くの優秀な企業グループからの応募を促すため、柔軟な実施体制の容認をご検討いただきたく存じます。	No.1に記載のとおり。
3	10	3	1					過度なリスクを民間事業者に負担させた場合、事業者はそのリスク相当額を予備費として見積もる必要があり、結果として入札金額の高騰を招きます。これを防ぐため、自然災害などの「不可抗力リスク」等については、原則として発注者（市）にて負担していただくよう適正なリスク分担をお願いします。また、不可抗力リスクに関する損害カバーについて、民間事業者が高額な民間保険で全リスクをヘッジするよりも、自治体が加入できる公的な保険・共済制度等を利用する方が、事業全体のコストを安価に抑えられるケースが多々あります。コスト最適化を念頭に置いた保険手配およびリスク分担スキームのご検討をお願いします。	自然災害などの「不可抗力リスク」については、「別紙2リスク分担表」に示すとおり発注者の負担としています。 損害を補償する保険・共済については、官民双方におけるリスクを整理した上で、対象となる保険・共済の検討を進めます。
4							別紙２ リスク分担表（管路施設）	視覚調査実施前のリスクに『受注者が設定した点検・調査計画にもとづく視覚調査実施前における、当該計画の不備等による管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害』が受託者負担となっておりますが、『当該計画の不備等』に該当するか否かの判断基準を明確に示していただければ幸いです。	本リスクは、受注者が策定した点検・調査計画において、点検対象施設の選定、優先順位付け、点検時期・頻度の設定などに明らかな不備があり、その結果として管路破損や道路陥没等が発生した場合を想定しています。 なお、本リスクは、受注者の計画策定上の不備と事故等との間に相当因果関係が認められる場合を対象とするものであり、業務開始時点で把握困難な既存施設の潜在的欠陥、地震・異常降雨等の不可抗力事象又は発注者の予算不足による調査の実施遅れに起因する管路破損等まで、受注者の負担を求めることを意図するものではありません。
5		3	1	2	ア		(2) 物価の変動 別紙２	労務単価上昇や資材価格高騰、インフレ影響を適正に反映させるため、どのような物価スライド条項の適用を想定されていますでしょうか。基準となる指標や改定の頻度については事業契約書（案）等に記載されるのでしょうか。	工事以外の業務においても工事請負契約におけるスライド条項に準じた取り扱いを想定しています。なお、適用に係る基準等の詳細については、公募参加者の提案によるものとするか、予め発注者が定めるものとするかを含め、今後公表する公募資料にて示す予定です。
6	1	第1	1	(5)			対象施設	対象施設にマンホールポンプ・スクリーンが除外されているが、除外した理由と維持管理の主体、および方法についてご教示ください。また、将来的に対象範囲に含まれる可能性についてご教示ください。	マンホールポンプおよびスクリーンについては、処理場・ポンプ場、滞水池とともに現行の処理場包括民間委託の対象として維持管理等を実施しています。当該施設は本事業の履行期間においても別途の包括民間委託を継続する予定であることから、対象外とします。
7	1	第1	1	(6)			対象施設の概要	より現実的な提案を行うために現在の施設の状況を把握したく、管路の管径別・布設年度別の内訳データや老朽化状況（老朽度ランク別の延長・箇所数等）を要求水準書（案）とともに開示していただくことを要望します。	承知しました。 開示する内容、次期、方法を調整の上、対応いたします。

実施方針（案）に対する意見・質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	項目等	意見・質問内容	回答
8	1	第1	1	(6)			対象施設の概要	【質問】現在の維持管理に使用している台帳・図面データ（GISデータ等）の形式・整備状況についてご教示ください。また、事業開始時に民間事業者へ提供されるデータの種類、形式、範囲をご教示ください。	整備状況について、以下のとおりです。 下水道台帳はGIS形式で整備しており、現在、市HPで公開しています。 なお、導入しているシステムは「下水道情報システム　せせらいん（SonicWeb-EXT）」及び「下水道管路管理システム　Kanpack（カンパック）」です。
9	2	第1	1	(8)	ア		事業の範囲	【質問】「その他の必要な事項」とは具体的にどのような業務でしょうか。	第三者賠償責任保険のほか、事業契約書に定めるリスク分担を負担するうえで、必要とされる保険への加入等によるリスク回避のための措置等、事業を統括するにあたり当然として求められる付帯事項を想定しています。
10	2	第1	1	(8)	ア		事業の範囲	【意見】事業の範囲について「その他必要な事項」といった明確な業務として把握できない事項を事業の範囲に盛り込まず、明確に把握できるもののみとするよう要望いたします。	当該事業についてゆだねるにあたり、事業の範囲、前提要件等は当然として示されるべきものと認識しております。その上で、本調達については、PFI法を前提とした事業契約の締結により、事業そのものを民間事業者が主体となり当該範囲の事業を適切に保つことを委ねることを想定しています。 以上のような本調達の考えのもと今後公表が予定される契約図書（契約書・要求水準書等）似て定める債権債務の履行にあたり、当然に付帯する事項を行うことを想定し「その他必要な事項」として表記したものとなります。 また、実施方針については、契約図書に定める前段としての事業実施の方針を示すものであり、明確に債権債務を規定することを目的としたものではないことをご理解いただきたいと思います。
11	2	第1	1	(8)	ウ	(イ)	事業の範囲	【意見】「修繕」「緊急時対応業務」について、市民からの一時受付は発注者側で対応いただき、本業務の範囲に含まれる事象についてのみ受託者に連絡いただき対応する仕組みとしていただきますよう検討願います。	前向きに再考させていただきます。
12	2	第1	1	(8)	ウ	(イ)	事業の範囲	【意見】「災害対応業務」について、「初動対応」については受託者にて実施しますが、「被災施設の初動対応に要する費用」「初動対応以降の対応及び費用」は市側の負担とする仕組みを検討していただきますよう検討願います。	市の支払い債務について、「総価」、「単価」、「実費」の3種の支払い形態の導入を図り、対象業務の物価変動に伴う影響の在り方に応じ設定することで片務性の解消に努めていきたいと考えている。なお、現在想定している支払い債務の在り方については、以下を想定しています。 ご指摘の災害対応業務に関して発生する費用については、実費精算による支払いとし、契約規定へ反映することを予定していることから、ご希望に沿えるものとなるのではないかと考えております。 【総価】 発生する業務量に関わらず、実施されることが求められる業務で、対象とする業務量及び物価の変動等の諸要件の影響を除き価格の設定が可能なもの。（例：設計業務、施工等） 【単価】 所与として作業数量や使用数量が変動することが想定されるもので、年間を通じた価格の変化は大きくはないが、長期に渡って変化が生じ得るもの。（例：修繕改築計画に設定されていない緊急的な蓋の取替費用） 【実費】 年間を通じた価格の変化が激しく、作業量、資材使用料等を同定することが困難なもの。（例：災害対応）
13	3	第1	1	(9)			本契約の事業期間	【質問】履行期間が「令和10年4月1日～令和19年3月31日(10年間)」と記載されていますが、この期間は9年間です。正確な履行期間についてご教示ください。	ご指摘のとおり誤記です。正しくは「「令和10年4月1日～令和20年3月31日(10年間)」と記載を改めます。

実施方針（案）に対する意見・質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	項目等	意見・質問内容	回答
14	3	第1	1	(9)			本契約の事業期間	【質問】準備期間中に民間事業者が実施すべき準備（引継ぎ事項等）について現時点で想定している具体的な内容をご教示ください。	準備期間に想定される具体的な事項は以下のとおりです。 【実施が望ましい】 ・維持管理情報等の確認 ・開示資料の確認および疑義事項に関する発注者への問い合わせならびに（必要に応じて）協議 【受注者の判断にて実施】 ・現地踏査、現地調査（ただし、これに係る費用は受注者負担とする）
15	3	第1	1	(10)			プロフィットシェアに関する事項	【意見】事業契約書（案）により提示されるプロフィットシェアの詳細について、固定的な基準ではなく、事業の特性や民間のリスク負担度合いに応じて柔軟に設定できる仕組みを要望いたします。特に、民間の独自の技術や創意工夫によって生み出された超過収益については、次なる技術投資へのインセンティブとするため、民間への配分を最大化（0:10等）できるような選択肢も含めた制度設計を検討願います。	プロフィットシェアは、契約後に受注者からの提案を受け、コスト縮減が図られる事項について協議を以って双方の合意が得られた場合に発動するものであり、発注者にとっての費用削減が図られることが前提となります。民間100%を否定するものではありませんが、水の官民連携の制度趣旨である「シェア」との整合性や住民還元の観点からは慎重な検討が必要であると考えます。 なお、例外的に市の施策として採算を度外視し本業務に関連し行うべきものがあり（例えば地球温暖化ガス削減等）、民間側提案によりこれが達せられる場合等においては、当該割合を見直す可能性はあるものと思われますが、金銭のみに依拠して行われる場合は、１：１によるものが原則と認識しております。 なお、本事業は料金収受を含むコンセッション方式の導入は見込んでないため、超過収益は見込まれないものとなります。
16	4	第2	2				選定スケジュール（予定）	【意見】9項第4(6)競争的対話において、競争的対話を参加資格審査後から提案書類提出までに競争的対話を行い、要求水準書（案）及び事業契約書（案）の調整を行うこととなっています。競争的対話の日程を表中に明記するとともに、競争的対話を踏まえたより良い提案作成のための日程的配慮を検討願います。	ご意見を踏まえ、競争的対話の時期及び提案書作成期間を見直し、対話内容を提案に反映できる期間を確保するよう、選定スケジュールを検討します。なお、現時点では調達にあたっての各種要件を調整している段階であり、競争的対話の日程を実施方針に明記することは想定しておりません。
17	5	第2	3	(1)			地元企業	【意見】公平な競争の確保と地元企業の継続的発展性の観点から、地元企業を応募グループに入れることを応募要件とせず、どの事業者が契約しても地元企業と公平に接することができる事業スキームとすることを要望します。	ご意見を踏まえ、幅広い民間事業者が応募可能な要件となるよう事業スキームの検討を進めます。
18	5	第2	3	(1)	エ		応募者の構成	【意見】下水道分野における「水の官民連携ガイドライン第3.0版【レベル3.5実施編】第4章　入札・公募等４．２．１概要（類型等）」において「レベル3.5の受託者として、単独の民間事業者等、JV、SPC等の新会社の設立が考えられる。」とあります。応募者は特別目的会社（SPC）を設立する条件となっていますが、SPCを設立せずに共同企業体による参加も認めていただくようお願いいたします。	No.1に記載のとおり。
19	5	第2	3	(1)	カ		応募者の構成	【質問】「応募企業、構成員が事業にあたらない場合、応募企業、構成員以外の企業に委託等することは可能とするが市の承認を得ること。」とあるが、承認基準および承認を得られない場合についてご教示ください。	応募企業又は構成員以外の企業への委託等については、法令上の資格、責任分担等を確認した上で承認することを想定しています。承認基準、申請手続の取扱いは、公募資料及び事業契約書（案）に明示します。
20	6	第2	3	(2)	カ		応募者に共通の参加資格	【質問】参加資格として「土木一式」に登録されている者、または小規模工事及び修繕契約希望者登録に登録されている者とありますが、設計企業や維持管理企業が参加する場合もこれらの資格保有が求められるのでしょうか。また、本事業にはコンサルタント業務や維持管理業務が含まれています。他自治体のウォーターPPP事例では、JV構成員に対して「建設コンサルタント登録（下水道部門）」や「下水道管路管理業」などの資格を求めることが一般的ですが、これらの登録・資格要件の必要性についてご教示ください。	「（工事「土木一式」）」の記載については、誤植のため削除します。
21	6	第2	3	(2)	カ		応募者に共通の参加資格	【質問】逗子市競争入札参加資格者名簿への登録について、どの時点で登録されている必要があるかご教示ください。	逗子市競争入札参加資格者名簿への登録が必要となる者及び登録時点については、公募資料に明示することを予定しています。

実施方針（案）に対する意見・質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	項目等	意見・質問内容	回答
22	7	第2	3	(3)			実務実施企業に求める条件	【質問】法律上定められている要件を満たす者とありますが、具体的な資格及び事例についてご教示または例示ください。	「法律上定められている要件」とは、各業務の実施に関係する法令、登録、許可及び配置技術者等の要件を指します。市が所与の条件として求める要件については、今後公表予定の公募図書に記載します。一方、事業実施に当たり求められる法定要件については、事業契約を締結した者が、自らの事業手法に応じ、適法のもと自ら又は他の者をして行うことが想定されるものとなります。
23	7	第2	3	(3)			企業に求める要件	【意見】「逗子市　下水道事業におけるウォーター PPP 導入に向けたマーケットサウンディング調査結果の公表（令和8 年５月　神奈川県逗子市環境都市部下水道課）」において、統括マネジメント業務についての質問があり、貴市は「統括マネジメント業務を行うものの役割としては、全ての業務に対する精通を求めるものではない」旨、回答されています。 今後の公募資料等において、代表企業又は統括マネジメント業務を行う企業など個別企業で「下水道管路管理総合技士」「下水道管路管理主任技士」及び「技術士（上下水道部門（下水道））」などの有資格者の配置を求めるのではなく、企業グループ全体の中で有資格者の配置を求める運用としていただきますよう要望します。	ご意見のとおり、統括マネジメント業務については、マーケットサウンディング調査結果の公表にて回答したとおりです。 なお、個々の業務の実施に当たり資格要件を設けるかについては、要否含め、現在検討している段階となります。
24	9	第2	4	(6)			競争的対話の実施	4項「表2-1」選定スケジュールに競争的対話の時期を当てはめると７月上旬～７月下旬に競争的対話を実施し、７月下旬に提案書類を提出するスケジュールとなっています。競争的対話を踏まえたより良い提案作成のため、競争的対話の時期を参加資格確認前に前倒す、又は提案書類の受付時期を１カ月程度遅らせるなど日程的配慮を検討願います。	No.16に記載のとおり。
25	9	第2	5	(1)			基本協定書の締結	【意見】「市は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない」とありますが、内容により片務性を排除できない可能性があります。公募プロセスにおける競争的対話等において、協議の場を設けて頂くことを要望します。	基本協定書（案）の修正については、原則として公表内容を基本としますが、片務性の解消、解釈の明確化その他事業の適正な実施に必要な事項については、競争的対話の中で意見を確認し、公平を期すため必要に応じて公募資料の修正を検討します。
26	9	第2	5	(2)			SPCの設立	【意見】SPCを設立する条件となっていますが、SPCを設立せずに共同企業体による参加も認めていただくようお願いします。	No.1に記載のとおり。
27	9	第2	5	(2)			SPCの設立	【意見】SPC設立にあたっては、SPC設立に費用もかかることから、今後の事業費提示にあたってはSPC設立費を見込み頂きますようお願いします。	No.1に記載したとおり、JVによる参加を認めることを前提としたうえで調達を進めることとしたため、SPC設立は必須ではありません。したがって、経済的合理性に基づきJV及びSPCの選択が可能となることから、SPC設立に伴う費用を特段ん計上する必要ないものと考えています。
28	9	第2	5	(3)			優先交渉権者による事業準備行為	【意見】SPCを設立する条件となっていますが、SPCを設立せずに共同企業体による参加も認めていただくようお願いします。	No.1に記載のとおり。
29	11	第3	1	(2)	イ		物価の変動	【質問】「別紙2」の物価変動に関する考え方をご教示ください。	No. ５に記載のとおり。
30	11	第3	1	(2)	イ		物価の変動	【意見】「別紙2」の物価変動に関して事業遂行に支障がない適切な物価変動対応や手続きを希望します。また、具体的な物価変動の反映方法（スライド条項の適用基準・頻度等）について示していただき、協議の場を設けて頂くことを要望します。	No.5に記載のとおり。
31	11	第3	1	(3)	イ		補助金額およびサービス対価	【質問】国補助金の交付額が要望額を下回った場合や、改築計画の見直しにより工事量が減少した際のサービス対価の取り扱いについてご教示ください。	国補助金の交付額又は改築計画の変更により事業量が変化する場合は、実施する業務量に応じてサービス対価を調整することを基本とします。具体的な変更手続については、事業契約書（案）等に明示します。

実施方針（案）に対する意見・質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	意見・質問内容	回答
32	11	第3	3				保険	【質問】保険料の算定に必要なため、事業契約において市が定める基準を具体的にお示しください。	受注者に付保を求める保険については、保険種別、補償限度額等の条件を整理し、事業契約書（案）及び要求水準書（案）に具体的に示します。
33	12	第3	4				t	【意見】SPCを設立する条件となっていますが、SPCを設立せずに共同企業体による参加も認めていただくようお願いします。	No.1に記載のとおり。
34	13	第4	1				対象施設の立地に関する事項	【質問】「各施設の一般平面図は別紙１－２から別紙１－２に示す」と記載されていますが、「別紙１－１から別紙１－２」、または、「別紙１－１（汚水）及び別紙１－２（雨水）」の誤記と思われます。正確な記載についてご教示ください。	ご指摘の記載は誤記です。正しくは、「別紙1-1下水道処理区域一般平面図（汚水）及び別紙1-2下水道処理区域一般平面図（雨水）」となり、記載を改めます。
35	13	第4	1				事業用地	【質問】民間事業者が使用できる市の既存施設（執務室、車両置き場・資機材倉庫等）の有無についてご教示ください。また、ある場合はその場所・規模・使用条件をご教示ください。	民間事業者が使用できる市の既存施設はありません。
36	13	第4	2				対象施設の概要	【質問】「表4-2 主な対象施設」中の一式と記載されている公共桝、取付管の数量をご教示ください。	公共桝及び取付管の数量については、下水道台帳その他の保有資料を精査し、公表可能な数量及び集計条件を要求水準書の別紙等に示します。
37	15	第6	1	(2)	イ	(ア)	解除または終了措置	【質問】市の責めに帰すべき事由による解除の場合、民間事業者への「損失相当額」の算定方法はどのように定められるかという点について考え方をご教示ください。	市の責めに帰すべき事由による解除時の損失相当額は、解除により直接かつ現実に生じた合理的な費用を基礎とし、既履行分、解約費用、撤去・引継費用等の取扱いを含めて算定する考えです。 算定については、個々の事案によるものとなるため、あらかじめ定めることは難しいものと認識していますが、参加を予定する企業からの具体的な要望等が示され、費用算定方法として合理性が認められた場合には、契約図書への反映を図ります。
38	21	別紙2					第三者賠償リスク	【意見】「受注者の事業範囲において、事業実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合」において受注者のリスク負担となっておりますが、令和７年６月４日民間資金等活用事業推進会議決定「契約に関するガイドライン －ＰＦＩ事業契約における留意事項について－ 」Ｐ５１ ２－２－８ 第三者に与える損害（設計、建設段階）では、「他の民間事業者が実施しても回避することが見込めない事由である場合、選定事業者にそのリスクを全て負担させることにつき合理的な理由が見いだせないという考え方もある。特に、事業用地を管理者等が事前に指定している場合、そのような事情は強まると思われる。」との記載もあり、PFI標準約款Ｐ２４ 第４０条（維持管理・運営業務について第三者に及ぼした損害）では「（注）維持管理・運営業務の実施に伴い通常避けることができない騒音等の理由により第三者に損害を及ぼした場合の賠償責任について、適切に規定する。」との記載もあり無条件で受注者が負担することは合理的ではないと考えられますので、片務性のない仕組みを検討願います。	ご意見のとおり、無条件で受注者が負担することは合理的ではないと考えます。 ご懸念の事案については、不可抗力に類するものと考えられます。リスク分担の記載は、契約図書に定める債権債務の一般論であり、個々の事象については個別に前提要件等に鑑み契約図書の規定に則り債務が割り当てられるものとなります。 環境問題に係る受注者の負担は、受注者の業務実施に直接起因し、かつ、受注者に帰責性があるものを基本とします。既存施設の老朽化又は既往条件に起因する臭気、漏水等については、原因及び予見可能性を確認し、負担者を決定するよう制度設計を図ります。 なお、「受注者の事業範囲」については、No45に示すとおりです。
39	21	別紙2					第三者賠償リスク	【意見】「受注者の事業範囲において、事業実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合」において受注者に〇がついておりますが、神奈川県庁HP記載の「神奈川県公共工事標準請負契約約款」の第29条（第三者に及ぼした損害）において、「工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。」とされていることから、無条件で受注者が負担することは合理的ではないと思料いたします。 従いまして、「受注者の事業範囲において、事業実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合」のうち、「工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたとき」は、貴市がその損害を負担する旨に変更することを検討願います。	No.38に記載のとおり。

実施方針（案）に対する意見・質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	項目等	意見・質問内容	回答
40	22	別紙2					視覚調査実施前のリスク	【意見】「受注者が設定した点検・調査計画に基づく視覚調査実施前における、当該計画の不備等による管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害」は受注者負担とありますが、視覚調査実施前は管路施設の現状を正確に把握できているとは言えず、一定の仮説に基づいた点検・調査計画しか立案できません。よって視覚調査および調査を踏まえた緊急対策実施前のリスクについては発注者側のリスクにするのが妥当と考えます。受注者側のリスク負担となる場合は、受注者が設定した点検・調査および必要に応じた緊急対策を実施した後からとして頂くようお願いします。また、受注者が設定した点検・調査計画に含まれない部分の管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害についても発注者側のリスクとするよう検討願います。	No.4に記載のとおり。
41	22	別紙2					視覚調査実施後のリスク	【意見】「視覚調査実施後、受注者から緊急性の指摘がなく修繕又は更新等の措置が未実施だった状態での管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害」は受注者の負担とありますが、八潮市の道路陥没のように、入念な調査を経ても予見には限界があると同時に、想定以上の災害規模では受注者のみでは負担しきれないことが想定されます。八潮の一連の対策は、受注者のみでは対応できません。受注者の負担になるのは、帰責性や瑕疵が認められた場合に限定して頂き、事象の発生原因によるリスク負担者の決定、および影響範囲や規模等による費用負担方法の協議等をお願いします。	No.4に記載のとおり。
42	22	別紙2					降雨の影響に伴うリスク	【意見】「降雨の影響が認められない場合における施設損傷及び第三者公衆災害の発生およびこれに付随する損失」は受注者負担とありますが、帰責性や瑕疵の有無により、負担者を決定すべきだと思料します。受注者の負担になるのは、帰責性や瑕疵が認められた場合に限定して頂くようお願いします。	No.51に記載のとおり。
43	5	第2	3	(1)	エ		応募者の構成	「SPC設立するものとする」との記載ですが、JVによる組成は不可でしょうか。 民間企業が参画を検討するにためには、柔軟な対応をお願いできればと思います。	No.1に記載のとおり。
44	9	第2	5	(2)			SPCの設立	「逗子市内に速やかに設立」とありますが、市の施設の事務所借用など、検討できる箇所はありますか。	No.35に記載のとおり。
45	21	別紙2					リスク分担表（共通）	第三者賠償リスクに記載のある「受注者の事業範囲」とは具体的にどこまでを指すのでしょうか。 ※受注者が実施する業務のみか、あるいは下水道施設の異常や故障に起因して発生したものも含むのか（ポンプ故障による溢水で一般車両が故障したなど）	「受注者の事業範囲」とは、要求水準書及び事業契約書により受注者が実施責任を負う業務並びにこれに付随する行為を指します。
46	21	別紙2					リスク分担表（共通）	環境保全リスクに記載のある「受注者が行う事業」の範囲とはどこまでを指すのでしょうか。	No.45に記載のとおり。
47	22	別紙2					リスク分担表（管路施設）	視覚調査実施前のリスクで、当該計画の不備等による～ と記載がありますが、受注者の責任が発生する条件について具体的な例をご教示ください。 また、設定した計画は官民合意のもと実施されるものと認識しておりますため、リスクは官または官民双方になるものと考えます。	No.4に記載のとおり。

実施方針（案）に対する意見・質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	項目等	意見・質問内容	回答
48	22	別紙2					リスク分担表 （管路施設）	視覚調査実施後のリスクで「緊急措置の必要が認められた箇所に対する第三者災害等」とありますが、受注者の責任が発生する条件についてご教示ください。 ・準備期間や関係機関との調整期間も「未実施期間」に含まれるのでしょうか。 ・どの程度の期間、緊急措置が実施されなかった場合に受注者の瑕疵または責任と判断されるのでしょうか。	修繕等が必要と判断された後の準備及び関係機関との調整期間については、「未実施期間」に含まれないものとなります。受注者が緊急措置を実施するにあたり、合理的な理由なく予定された期日を超過し、当該措置がなされずこれに起因し損害が発生した場合は、受注者の負担とします。 具体的な期間について、必要な期間を一律に定めるのではなく、緊急度、工法、状況及び受注者が講じた安全措置等を踏まえて判断します。
49	22	別紙2					リスク分担表 （管路施設）	「調査を実施した箇所に起因する道路陥没等」とありますが、調査実施後の責任範囲について確認させてください。 ・調査後、受注者はどの程度の期間、対象施設の健全性について責任を負うのでしょうか。 ・調査時点では健全であったものの、その後の地震、近隣工事、豪雨等の外的要因により損傷が発生した場合も受注者責任となるのでしょうか。 ・また、適切な調査・点検および修繕改築計画を実施した場合でも、道路陥没等の発生を100%防止することは困難と考えます。この場合の受注者責任の考え方についてご教示ください。	視覚調査実施後の責任については、当該調査後の適切な措置のもと事業期間中受託者が責任を持つものとなります。ただし、当該責任については、前提となる不可抗力に類する事象等について別途リスク分担が設けられているように、本リスク分担のみにて一律に断定し得るものではありません。 前提等も含めた詳細な債権債務の設定ついては、契約図書に委ねられるものとなります。
50	22	別紙2					リスク分担表 （管路施設）	管路に異常が確認された場合の責任範囲について確認させてください。 例えば浸入水A・Bランクの箇所では、既に路面下に空洞化が進行している可能性があります。管更生を実施したとしても既存の空洞が解消されるものではないため、更生後に陥没が発生した場合、 ・管更生以前から存在していた空洞等に起因する事象については、受注者責任の対象外と考えてよいでしょうか。 ・それとも、当該箇所については空洞化調査等を併せて実施することを前提に、受注者責任を負うものと考えるのでしょうか。 発注者として想定しているリスク分担の考え方をご教示ください。	本実施方針は、市が今後調達を予定する水の官民連携に係る方針を示すものであり、当該目的から個別事案について示すものではないことから、言及の有った事案に対する直接的な回答は控えさせていただきます。 そのうえで、当該言及のあった事案等については、前提となる「施設損傷リスク」の「受注者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設の損傷」には該当しないものであり、所与として当該リスク分担の適用の対象外になることが想定されます。ただし、調達にあたり、民間企業から当該責任を担保し得る提案等があった場合はこの限りではありません。
51	23	別紙2					リスク分担表 （管路施設）	降雨の影響に伴うリスクについて 「降雨の影響が認められない場合における施設損傷及び第三者公衆災害の発生並びにこれに付随する損失」とありますが、具体的に想定している事象についてご教示ください。 当方の理解では、P22の施設損傷リスクに記載されている「受注者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因する施設の損傷」に該当する事象を指しているものと考えています。 ① 本項は、受注者の維持管理不足や対応遅延等に起因する施設損傷・第三者被害を想定しているとの理解でよいでしょうか。 ② もし異なる場合、「降雨の影響が認められない場合」として想定される具体的な事例をご教示ください。 ③ また、P22の施設損傷リスクとの責任範囲やリスク分担の違いについてもご説明いただけますでしょうか。	①について、ご認識のとおり、受注者に帰責性がある場合を想定しています。 ② 上記①に対する回答のとおりです。 ③「施設損傷リスク」については、施設全般に関する前提を定めたものとなります。これに対し、「降雨の影響に伴うリスク」については、「施設損傷リスク」に定める一般的なリスク分担を所与としたうえで、降雨時のリスクに着目し設定したものとなります。 本事業では、分流汚水のみならず、分流雨水、合流を対象としています。分流雨水及び合流は降雨の影響に伴うリスクを抱えており、当該リスクを民間事業者へ負担させることは過大である認識をしております。本リスク項目は、分流雨水、合流に対して当該懸念を特記したものとなります。
52	4	第2	2				選定スケジュール	R9.7月の参加資格確認結果の通知から、提案書受付が1カ月と極端に短いです。最低でも3カ月は必要ですので、入札時期を見直していただけないでしょうか。	No.16に記載のとおり。
53	5	第2	3	(1)	エ		応募者の構成	応募者は、SPCを設立するものとする。とありますがSPCを設立する意図をご教授ください。	SPCの設立は、応募グループ内の責任及び権限を一元化し、経理の独立性、事業収支の透明性及び長期的な事業継続性を確保することを目的として設定したものです。
54	5	第2	3	(1)	エ		応募者の構成	応募者は、SPC以外のJVや単独企業でも参加できるようにしていただけないでしょうか。	No.1に記載のとおり。

実施方針（案）に対する意見・質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	項目等	意見・質問内容	回答
55	8	第2	4	(1)			事業者選考委員会の設置	選考委員会のメンバーと知らずに接触することを避けるため、委員会の構成メンバーを公表していただけますでしょうか。	選考委員会の委員については、公正な選考及び委員への不当な接触の防止に配慮しつつ、適切な時期及び方法で公表します。
56	8	第2	4	(4)			優先交渉権者及び特定事業の選定の取り消し	「市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由」とありますが、縮減の達成は、事業者側の提示額との差がどの程度を想定しているのでしょうか。本事業は、これまでに市で行ってきた事後対応型保全から予防保全型の運営に代わります。そのためこれまでに計上していない業務を行う必要があり、必然的に事業費の総額は増加します。それを考慮せずにこれまでの実績ベースでの事業費の積み上げと民間委託による割引き率を期待されているのであれば、提示する事業費に大きな差が生じると思われます。	縮減の達成については、市が予め設定したPSC及び期待されるPFI-LCCの削減見込みによるものであり、現時点で当該縮減達成の割合又は額を明示し得るものではありません。 なお、当該算定に当たっては、イコールフッティングの考えのもと同等のサービスを個別調達とすることを前提としたPSCと包括的に調達することを前提としたPFI-LCCを、調達手法の違いを除き同じ要件のもと算出し比較することを前提としています。また、事後対応保全と予防保全の適用については、重要施設は除き経済合理性のもと選択されるべきものであり、一律に予防保全とすることを適切であるとは限りません。
57	8	第2	5	(2)			SPCの設立	SPCの所在地を逗子市外に移転させてはならない理由をお聞かせください。	SPCの所在地を逗子市内とする要件は、地域における迅速な意思決定及び緊急時対応、市との連絡調整体制並びに地域との継続的な関係を確保する観点から設定したものです。ただし、事業実施上の必要性及び事業者負担を踏まえ、所在地要件の範囲及び移転承認手続を再検討します。
58	10	第3	1				リスク分担の基本的な考え方	「業務に伴い発生するリスクは、原則として民間事業者が負うものとする」とありますが、リスクの発生要因が市側にあるものも考えられます。そのためリスク分担表について後述する意見も考慮し、対話できるよう配慮をお願いします。	ご認識のとおり、リスク分担はあくまで一般的な負担の考え方を示したものであり、市側に起因し発生するリスクに対してまで民間事業者に割り当てることを想定したものではありません。最終的なリスクの割り当てについては、原因、帰責及び予見可能性等を踏まえ、契約図書に規定されるものとなります。
59	10	第3	1	(1)	イ		不可抗力	「市が事業の継続のために必要と判断した場合、民間事業者は市の指示に従う義務がある」とありますが、無条件で従うことは不条理ですので、「市と事業者の協議のうえ、指示に従う」というように双方で納得できるよう配慮していただけますでしょうか。	不可抗力発生時は、市民生活及び施設機能への影響を最小化するため迅速な対応が必要となります。ご意見を踏まえ、市の指示に当たっては、緊急性が高く事前協議が困難な場合を除き、対応内容及び費用負担について受注者と協議することとし、その手続を契約図書に記載することを予定しています。
60	11	第3	1	(3)	イ		国補助金制度の変更等	「国補助金の要望額に対して交付額が相違する場合においては、～交付額に応じた改築の実施を原則とする。」とありますが、全体事業費が大幅に縮減されるようであれば事業者側のリスクが大きすぎ、事業に参加するメリットがなくなります。それを避けるために、交付額が縮減されても単独費でカバーできるような予算の確保と、計画上の事業費の見込みを実現性の高いものにしていただけますでしょうか。	No.31に記載のとおり。
61	11	第3	2				事業の実施状況のモニタリング	ここで提示されている文章では、①違約金の算定方法、②改善期間、③軽微違反の扱い、が不明です。具体的な未達事例や違約金の算定方法、改善期間などを提示していただけないでしょうか。	ご意見を踏まえ、契約図書への記載を図ります。

実施方針（案）に対する意見・質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	意見・質問内容	回答
62	13	第4	2				対象施設の概要	対象施設の数量は提示されているが、巡視・点検・調査・設計・改築工事、緊急対応など、具体的な数量が提示されていないため、事業への参画を判断する材料が不足しています。 積算可能な数量を提示していただけないでしょうか。	ご指摘の予定する業務別の具体的な数量を一律に提示することは、民間事業者の創意工夫やノウハウの発揮を前提とする水の官民連携（WPPP）の趣旨を踏まえ、慎重に検討する必要があると考えています。 本事業では、個々の業務数量を管理することよりも、施設機能の維持・向上やリスク低減等の成果の達成を重視しており、業務の実施方法や優先順位については民間事業者の創意工夫を期待しています。 一方で、応募者が事業参画の可否や提案内容を検討するうえで必要となる情報については、対象施設の数量や各種計画等を通じて可能な限り提供する考えです。 応募者の皆さまにおかれましては、今後公表する各種資料をご確認のうえ、技術力やノウハウを十分に発揮した提案をお願いします。 なお、対象施設のうち、桝、取付管の数量はNo.36の回答のとおりです。 また、緊急対応については、災害の度合いにより発生数量及び費用が異なることから、No.12に示す市の承認を前提としたうえでの実費の清算を予定しています。 ◆今後、開示予定図書 ・ストックマネジメント基本計画 ・修繕・改築計画 ・地震対策計画 ・維持管理情報 ◆現在、市HPにて公表中 ・下水道法事業計画 ・下水道事業経営戦略 ・下水道事業会計決算書 ・下水道台帳
63	21	別紙2					リスク分担表	「事業のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更」は受注者負担と整理されていますが、事業開始後に発生する法令改正に伴う追加費用については、受注者の合理的な努力を超える場合、市と協議のうえ契約変更や費用調整の対象とする考えがあるかご教示ください。	一般的に適用される法令等の変更であっても、本事業に著しい追加費用又は工程への影響が生じ、受注者の合理的な努力のみでは回避できない場合は、市と受注者の協議対象とすることを想定しております。 契約変更及び費用調整の要件と手続は事業契約書（案）に明示します。
64	21	別紙2					リスク分担表	受注者の事業実施に伴い生じる住民反対運動や訴訟は受注者負担とされていますが、工事実施箇所や更新順位等は発注者の政策判断による影響も大きいと考えられます。 住民反対運動等の原因が、 ・受注者の施工方法等に起因する場合 ・発注者の事業方針や事業実施そのものに起因する場合 で責任分担を区分する考えがあるかご教示ください。	住民反対運動又は訴訟に係るリスクは、その発生原因に応じて区分します。受注者の施工方法、説明又は法令違反等に起因するものは受注者、市の事業方針、事業実施の決定又は市の指示に起因するものは市が負担することを基本とし、双方に原因がある場合の協議手続を契約書等に示す予定です。 本住民問題リスクについては、事業全般の共通要件として、施策、その他、市が行う行政サービスのあり方に対する住民からの反対運動に対するリスクと事業実施における受託者が行う事実行為の実施に伴う住民反対運動についてのリスク分担として設定したものとなります。
65	21	別紙2					リスク分担表	環境問題（騒音・振動・臭気等）は受注者負担と整理されていますが、既存施設の老朽化や既往条件に起因する事象まで含まれるのか不明確です。 受注者の業務実施に直接起因するものに限定されるとの理解でよいか、既設施設由来の臭気・漏水・周辺環境問題等との責任区分について考え方をご教示ください。	No.38に記載のとおり。
66	21	別紙2					リスク分担表	施設損傷リスクで、受託者が維持管理する以前からの劣化は発注者のリスクと考えられますので見直していただきたい。	No.4に記載のとおり。
67	21	別紙2					リスク分担表	視覚調査実施前のリスクで、「受注者が設定した点検・調査計画に基づく視覚調査実施前における、当該計画の不備等による～」は、市の予算不足により計画通りの調査が受託者が実施できない場合も考えれます。その場合、発注者のリスクにしていただきたい。	No.4に記載のとおり。

実施方針（案）に対する意見・質問及び回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ｱ)	項目等	意見・質問内容	回答
68	21	別紙2					リスク分担表	視覚調査実施後に、「受注者から緊急性の指摘がなく修繕又は更新等の措置が未実施だった状態で発生した道路陥没等」について受注者負担とされています。 一方で、管路の劣化状況は調査技術上の限界もあり、すべての異常を完全に把握することは困難と考えられます。 受注者が要求水準に基づき適切な調査・点検を実施した場合には、予見困難な損傷について免責される考えがあるかご教示ください。	受注者が要求水準に基づき適切に調査・点検を実施し、必要な報告を行ったにもかかわらず予見できなかった損傷については、原則として受注者の責任としない考えです。
69	21	別紙2					リスク分担表	修繕・改築後に受注者の瑕疵に起因して発生した事故等は受注者負担と整理されていますが、責任期間の考え方が示されておりません。 修繕工事又は更新工事に係る契約不適合責任期間については、建設工事標準約款等と同様の期間を想定しているのかご教示ください。	修繕又は改築工事に係る契約不適合責任期間は、建設工事標準契約約款等と同様の期間を想定しております。
70	21	別紙2					リスク分担表	発注者の承諾なく実施した措置に起因する損害は受注者負担とされています。 しかしながら、道路陥没や緊急時対応等においては、第三者被害の防止を優先し、発注者の承諾を待たず応急措置を講じる必要がある場合が想定されます。 緊急時における応急対応については事後報告を認めるなど、迅速な対応を阻害しない運用を検討いただけないかご教示ください。	本リスク分担は、事業実施に当たっての前提となるリスク分担を示したものであり、緊急対応措置などにかかるものではありません。リスク分担表はあくまで、特段の言及がない限りにおいて、平時、一般論として設定されたものであり、このリスク分担表をもって本契約にて発生する債権債務のありよう全てを示すことを想定したものではありません。 緊急時の措置については、ご指摘を踏まえ、別途措置を講じ、契約図書への反映を図ります。
71	21	別紙2					リスク分担表	降雨の影響が認められる場合は発注者負担、認められない場合は受注者負担とされています。 一方で、豪雨後の地下水位上昇や地盤緩みなど、降雨影響の有無の判断が難しい事例も想定されます。 降雨影響の判定基準および判定主体について、要求水準書又は契約書において明示される予定があるかご教示ください。	降雨による影響と思われるもので、予測し得ない事象が生じた場合（例えば降雨終了後の外水位の上昇による溢水、豪雨後の地盤のゆるみによる道路陥没等）は、基本的に受注者の負担を想定していません。 降雨影響の判定基準については、個別事案によるものであり、発生事象に対し合理性の認められる説明が民間事業者側から示されるかによるものとなります。また、判定主体については、今後開示が予定されるモニタリング基本計画書（仮称）により示す予定です。
72	21	別紙2					リスク分担表	施設損傷リスクのうち「上記以外」の事象については、発注者・受注者双方が負担すると整理されています。 責任割合や費用負担割合が明確でないため、事業期間中の紛争防止の観点から、 ・原因不明事故 ・老朽化起因事故 ・第三者起因事故 等のケースにおける負担割合や判断方法について、契約書等で具体的に示していただくことを要望します。	言及いただいた、以下の事案については、契約書及び要求水準書等の契約図書に定める要件を所与として満たしているかにより異なるものとなります。現時点では、当該契約図書による債権債務の設定の在り方について前提も含め検討している段階となります。このため、言及のあった項目での切り分けの整合及び負担割合としての適正を考慮し、明確性を損なわぬよう必要に応じ設定を図りたいと考えています。 ・原因不明事故 ・老朽化起因事故 ・第三者起因事故